

一宮市立小学校空調設備整備事業 第2回募集要項等に関する質問及び回答

資料名	頁	箇所	質問内容	回答
募集要項	8	3-(3)	プレゼンテーションの際には、プロジェクターの使用は可能でしょうか？配布資料での説明に限定されずでしょうか？	プロジェクターの使用は可能です。プレゼンテーションで使用する資料をご用意ください。なお、配付資料はプレゼンテーション資料の印刷物のみとなります。詳細につきましては、応募者に対して別途通知します。
様式集	-	-	提案書Word様式の枠及び余白は変更してもよろしいか？また、文字種(字体)は自由と考えてよろしいでしょうか？	余白は変更しないでください。枠は適宜調整していただいて差し支えありません。フォントは様式集の記入要領の定めを除いて指定しません。判読性の高い字体での作成をお願いします。
様式集	-	様式6-8	損益計算書の提出について、SPC無の場合は、キャッシュフロー計算書の作成は不要とありますが、損益計算書の提出は必要となりますでしょうか？(施工完了時に一旦サービス対価が支払われるなど、本事業のみでの損益計算書の作成が困難なため)	SPCを設けない場合であっても、本事業のみに関する損益計算書を作成の上ご提出ください。なお、設計・施工等に係る費用とサービス対価の収益は平成30年度に限って生じるため、平成31年度以降は維持管理に係る費用とサービス対価を記載してください。
要求水準書	6	第1-9-(3)	高調波対策は、新規導入設備のみ実施すればよろしいでしょうか？既存設備は対象外と考えてよろしいでしょうか？	原則として新規設備のみを対象とします。既存設備に対策が必要となった場合は、設計時に協議します。
要求水準書	6	第1-9-(3)	水準書に記載されていない項目につきまして、「国土交通大臣官房官庁営繕部監修」に基づく事とされておりますが、以下の項目につきましては認められていると考えてよろしいでしょうか？(以下項目)「教室内露出配管の外装は作業性向上のため、カラー亜鉛鉄板とする」	要求水準書11頁及び「公共建築工事標準仕様書」に記載のとおりです。
要求水準書	6	第1-9-(3)	水準書に記載されていない項目につきまして、「国土交通大臣官房官庁営繕部監修」に基づく事とされておりますが、以下の項目につきましては認められていると考えてよろしいでしょうか？(以下項目)「屋外露出冷媒管の外装は経済性、耐久性を考慮して、溶融アルミニウム亜鉛鉄板とする」	「公共建築工事標準仕様書」に記載のとおりです。
要求水準書	6	第1-9-(3)	水準書に記載されていない項目につきまして、「国土交通大臣官房官庁営繕部監修」に基づく事とされておりますが、以下の項目につきましては認められていると考えてよろしいでしょうか？(以下項目)「屋内露出ドレン配管は、保温付塩ビ管(ACドレン)を採用する」	ご理解の通りです。
要求水準書	6	第1-9-(3)	水準書に記載されていない項目につきまして、「国土交通大臣官房官庁営繕部監修」に基づく事とされておりますが、以下の項目につきましては認められていると考えてよろしいでしょうか？(以下項目)「屋外露出ドレン管は、VP管(色付)とする」	ご理解の通りです。
要求水準書	6	第1-9-(3)	水準書に記載されていない項目につきまして、「国土交通大臣官房官庁営繕部監修」に基づく事とされておりますが、以下の項目につきましては認められていると考えてよろしいでしょうか？(以下項目)「電気配線、制御配線はエコケーブルでは無く、一般のケーブルを採用する」	電気配線、制御配線はエコケーブルを採用してください。
要求水準書	10	第2-2-(4)	現時点で予定されている増設、移設等の予定があれば教えて頂きたい。	現時点で予定されている増設、移転等はありません。
要求水準書	11	第2-3-(1)-	「ブルボックスの仕様は…屋外はステンレス鋼板製とする」との記載がございますが、溶融亜鉛メッキにて仕上げてもよろしいでしょうか？	要求水準書に記載の通り、ブルボックスの仕様は、屋内は鋼板製、屋外はステンレス鋼板製としてください。
要求水準書	12	第2-3-(1)-	「室外機は原則地上設置…」とありますが、協議の上、バルコニー部へ室外機(電気式)を設置することは可能と考えてよろしいか？	避難経路としてバルコニーを利用することが想定されること、メンテナンス時に教室内を通る必要があることから、室外機の設定は不可とします。
要求水準書	12	第2-3-(1)-	負荷計算を行った結果、16.0KW以上を必要とする普通教室が確認されておりますが、室内機が2台設置となってしまうため、16.0KW×1台で検討してよろしいでしょうか？	要求水準書に記載のとおり、対象室内の気流・温度分布に十分配慮した台数を適切な位置に設置してください。
要求水準書	12	第2-3-(2)-	音楽室など複数台の室内機を設置する教室の空調リモコンは1台でよろしいでしょうか？	ご理解の通りです。
要求水準書	14	第2-3-(1)-	更新する室外機は、今回の事業で新しく設置する機器に容量を含めてもよろしいか？	提案によりますが、更新対象室の空調停止期間を可能な限り短くする方法での提案を求めます。
要求水準書	14	第2-3-(3)	集中コントローラーで使用する電力量は計量しない事で良いか？	計量の対象とします。
要求水準書	15	第2-3-(3)他	室内機の稼働時間の把握が必要とありますが、必須条件でしょうか？費用への影響度が大きいので、確認させて頂きました。	ご理解のとおりです。
要求水準書	15	第2-3-(3)	空調を使用していない月(時期)も報告書は必要でしょうか？	点検業務や待機電力によるエネルギーの使用があるため、報告書の提出は必要です。
要求水準書	15	第2-3-(4)	予備(現状不使用)のブレーカーは使用してよいか？	ブレーカー容量が新規設備の容量に合致すること、安全に作動することを前提に使用可能です。
要求水準書	15	第2-3-(4)	PCBが含有されていた場合、市の指定場所へ運搬とありますが、設置場所での物置などの準備は市側と考えてよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
要求水準書	16	第2-3-(6)	「その他の工事」とは、具体的に何を示しますでしょうか？決まっている計画があれば教えて頂きたい。	その他の工事とは、将来予想される校舎の改修や改築のことを指します。
要求水準書	18.19	第3-3-(5)	夏休み以降(9～10月)の土休日に各校にて実施される主な行事を教えてください。	小学校や地域の運動会が実施されるほか、サッカーやミニバスケットボール大会が実施されます。開催時期については、各学校との打合せの際に確認をお願いします。
要求水準書	19	第3-3-(5)	夏休み期間中の各学校の行事を教えてください。	各学校との打合せの際に確認をお願いします。
要求水準書	29	第6-3-(1)	「市または対象校が要望する時期に、シーズンイン点検を行う」との記載がございますが、年2回の実施が必須となりますでしょうか？また要望がない場合は点検を実施しなくてもよろしいでしょうか？	シーズンイン点検は年2回実施が「要求水準」であり、要望の有無に関わらず、実施が必要です。
要求水準書	-	第2-3-(3)	現地データの回収を各学校に依頼することは可能でしょうか？たとえば集中リモコンのデータを毎月各学校にて回収し、代表企業に送付する等。	対象校からのデータの収集を含め維持管理業務に含まれるため、学校に依頼することはできません。
基本協定書(案)SPC無版	4	第6条-5	「支払遅延防止法」との記載がありますが、他の法律の表記に合わせるため、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)」との記載方法への変更は可能でしょうか？	ご指摘の通り修正します。

一宮市立小学校空調設備整備事業 第2回募集要項等に関する質問及び回答

資料名	頁	箇所	質問内容	回答
基本協定書 (案)SPC無版	5	第10条-1	「事由の如何を問わず、…各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する、との記載がありますが、「優先交渉権者の責めに帰すべき事由なくして事業契約の締結に至らなかった場合、とし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。ただし、事業契約の締結に至らなかった事由が市に責めに帰すべき事由の場合は、既に優先交渉権者が本事業の準備に関して支出した費用は市の負担とする。または、支出した費用については、市の優先交渉権者の間で協議して、その負担割合を定める、との記載方法への変更は可能でしょうか？」	原案のままとします。議会の議決を得るまでの間において市が何らかの負担を負う協定の締結はできませんのでご理解ください。
基本協定書 (案)SPC無版	5	第11条-1-(2)	「本協定締結後、開示権限を有する第三者から適法に開示を受けた場合」との記載がありますが、「本協定締結後、開示権限を有する第三者から、秘密保持義務を負うことなく適法に開示を受けたことを文書の記録で証することができる場合」との記載方法への変更は可能でしょうか？」	ご指摘を受けて、「本協定締結後、開示権限を有する第三者から適法に開示を受けた場合」の記載を、「本協定締結後、開示権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に開示を受けた情報として文書の記録で証することができる場合」に修正します。
基本協定書 (案)SPC無版	6	第11条-6	「本条に定める優先交渉権者の義務は、本協定終了後も存続する。また、」との記載がありますが、「13条(協定の有効期間)において、この11条も「本協定の終了にかかわらず効力は存続する」と定められているため、記載は必要でしょうか？または、「本条に定める市と優先交渉権者の義務は、本協定終了後も存続する、との記載方法への変更は可能でしょうか？」	ご指摘のとおり、第11条第6項第1文の「本条に定める優先交渉権者の義務は、本協定終了後も存続する。また、」の記載を削除します。また、第2文の「優先交渉権者」の記載を全て「市及び優先交渉権者」に修正します。
事業契約書 (案)SPC無版	0	前文 5	契約保証金につきまして、特約として「免徐」も可能でしょうか？」	第41条第4項に定める担保の提供又は第5項及び第6項に定める方法による免除の場合を除いて契約保証金の納付が必要です。
事業契約書 (案)SPC無版	2	第1章-(21)	「不可抗力事由とは、提案時において、想定し得ないような…外部電源からの長期の電力供給停止等…事由をいう、という記載がございますが、「提案時において、想定し得ないような」と「長期の」という用語を削除して頂くことは可能でしょうか？」	原案のままとします。通常の暴風や台風、定期整備による電力遮断等による機器の故障等は不可抗力とは言えないのでご指摘の用語を削除することはできません。
事業契約書 (案)SPC無版	3	第1章-(28)	「設計企業には、協力企業も含むと考えてよろしいか？その場合、「設計企業とは、新規設備の設計業務の全部又は一部を受託する構成企業及び協力企業をいう。」としてよろしいか？」	第1条32号及び33号のとおり、施工企業、設計企業、工事監理企業、維持管理企業は構成企業であり、協力企業は含みません。構成企業から業務を受託し、又は請け負うことを予定している企業を協力企業とします。
事業契約書 (案)SPC無版	3	第1章-(27)	「代表企業が施工業務役割を担い、工事請負契約としては代表企業と協力企業が締結する場合、「施工企業とは、新規設備工事の施工業務を担う企業及び施工業務を請け負う協力企業をいう。」と読み替えてよろしいか？」	第1条32号及び33号のとおり、施工企業は構成企業であることを前提としておりますので、読み替えはいたしません。なお、構成企業から業務を受託し、又は請け負うことを予定している企業を協力企業とします。
事業契約書 (案)SPC無版	4	第1章-(29)	「工事監理企業には、協力企業も含むと考えてよろしいか？その場合、「工事監理企業とは、新規設備の工事監理業務の全部又は一部を受託する構成企業及び協力企業をいう。」としてよろしいか？」	第1条32号及び33号のとおり、施工企業、設計企業、工事監理企業、維持管理企業は構成企業であり、協力企業は含みません。構成企業から業務を受託し、又は請け負うことを予定している企業を協力企業とします。
事業契約書 (案)SPC無版	5	第2章-第5条-3	「以下の順に従って本事業を遂行する」とあるが、「(1)～(4)の番号が「優先順位」という理解でよろしいでしょうか？(質問への回答が最優先され、以下優先度が下がっていくということの認識でよろしいでしょうか?)」	ご理解のとおりです。
事業契約書 (案)SPC無版	7	第3章-第1節-第12条-1	「当該構成企業が使用する第三者が更に第三者を使用する場合にも市の事前の承諾を得ること」という記載がございますが、事前承諾を得ることになりますと、手続きが複雑になる可能性がありますので、用語の削除は可能でしょうか？(以下条項にも同様となります。9頁16条(設計業務)2項 14頁27条(施工・工事監理)2項 27頁50条(維持管理)2項 30頁61条(設備の移設)2項)」	当該構成企業が使用する第三者が更に第三者を使用する場合であっても市の事前の承諾を求めます。
事業契約書 (案)SPC無版	8	第3章-第2節-第14条-3	「市と協議の上、市の指示に従うものとする。」との記載がありますが、水準書記載以外に指示事項がありましたらご提示頂けませんでしょうか？もしくは、「市と協議の上、決定する。」と変更頂けませんでしょうか？」	ご指摘のとおり、「市と協議の上、市の指示に従うものとする。」から「市と協議の上、決定する。」に修正します。
事業契約書 (案)SPC無版	8	第3章-第2節-第15条	「定期的報告とは、別紙4の1の表中に記載のある月1回と考えればよろしいか？」	ご理解のとおりです。
事業契約書 (案)SPC無版	9	第3章-第2節-第16条他	「業務の全部」とは全42校分という解釈でよろしいか？」	たとえ1校であっても、当該校に関する業務の全部を再委託させることはできません。
事業契約書 (案)SPC無版	13	第4章-第1節-第25条-3	「工事監理記録」とは、別紙4の3の表中にある業務報告書と同等と考えてよろしいか？また、「定期的に工事監理の状況を市に報告」の定期的には、月1回の報告でよろしいか？」	ご理解のとおりです。
事業契約書 (案)SPC無版	13	別紙8(年度業務報告書及び年度収支報告書)	「年度収支報告書」が必要となった場合に「年度収支報告書」の「様式」は具体的にどのような「様式」となりますでしょうか？」	年度収支報告書については、様式も含め構成企業の提案に委ねます。SPCの組成を行わない場合、本事業単独の収支を確認できる様式を提案してください。
事業契約書 (案)SPC無版	14	第4章-第1節-第26条-1	「届出」とありますが、何か様式はございますでしょうか？もしくは施工段階で仮設計画を提示し承諾をうけることでよろしいか。また、文中の「市」とは、「各学校」という解釈でよろしいか？」	様式はありません。仮設計画は、各学校の了解を得た上で、市の承諾を受けるものとします。
事業契約書 (案)SPC無版	15	第4章-第1節-第29条-3	「市の承諾を得ない限り…近隣調整の不調を理由として、施工計画書及び計画工程表を変更することはできない」との記載がありますが、協議の上変更することは可能と考えてよろしいか？」	協議の上、市の承諾を得れば変更可能です。
事業契約書 (案)SPC無版	15	第4章-第1節-第30条-4	「市の指示する既設設備」とは、具体的に何でしょうか？」	新規設備の設置に伴い撤去が必要となる再利用可能な空調設備及びPCB処理が必要なトランス等を指します。

一宮市立小学校空調設備整備事業 第2回募集要項等に関する質問及び回答

資料名	頁	箇所	質問内容	回答
事業契約書 (案)SPC無版	15	第4章-第1節-第31条-2	「...何らの費用も負担しない。」とありますが、現段階にて、費用を見込んでおくことが不可能なため、別途協議の上、決定することと考えてよろしいか？ また、これまでのアスベスト調査結果があればご提示ください？	第31条1項のとおり、アスベストが存在することが判明した場合には、施工企業の費用と責任において、関係法令等並びに所轄官署等との協議結果に基づいて工事を実施してください。また、平成30年4月から市内の全小学校について、外壁のアスベスト調査の実施を順次予定しており、6月中に調査を終える予定です。
事業契約書 (案)SPC無版	15	第4章-第1節-第30条-3	「施工企業は、前2項につき、法令等に定められた…」との記載が御座いますが、「施工企業は、前2項につき、法令等に定められた…」との記載が正しいでしょうか？（同項の()に記載あります「但し」も「ただし」との記載となりますか？）	ご指摘の通り修正します。また、第89条第2項記載の「但し」についても「ただし」に修正します。
事業契約書 (案)SPC無版	16	第4章-第2節-第32条-4	「14日前までに市に対して通知するもの」とありますが、完成確認時以外に、立会が必要となる検査とは具体的にどのようなものが該当するのでしょうか？	施工企業が実施する検査、試験全般を指します。工程表等で日時を示していただき、市が立会が必要と判断した場合、立会わせていただくことになります。
事業契約書 (案)SPC無版	17	第4章-第3節-第33条-5	「業務水準の内容を逸脱していることが判明した場合」との記載がございしますが、同条4項にて「業務水準の内容を客観的に逸脱している」との記載方法への変更は可能でしょうか？	ご指摘の通り修正します。
事業契約書 (案)SPC無版	18	第4章-第3節-第35条-2	「次条第2項第2号から第6項までを適用する」との記載がございしますが、「から第6項まで」との記載は誤字でしょうか？	ご指摘のとおりです。第35条第2項記載の「次条第2項第2号から第6項まで」を「次条第2項第2号及び第3号並びに第3項から第5項まで」に修正します。
事業契約書 (案)SPC無版	21	第4章-第4節-第39条-1	「新規設備の引渡しを受けた日から平成43年3月31日が経過するまでの間に、新規設備に瑕疵が発見されたときには、瑕疵を生じさせた構成企業は、当該瑕疵を補修しなければならない」との記載がございしますが、「新規設備の引渡しを受けた日から2年が経過するまでの間に、新規設備に瑕疵(新規設備工事の瑕疵を含む。以上本条において同じ。)が発見されたときには、瑕疵を生じさせた構成企業(以下、本条及び第40条の「構成企業」について同じ。)は当該瑕疵を補修(交換の他、既存冷媒配管の新規取替を含む。以下、本条において同じ。)しなければならないものとする。なお、当該瑕疵が構成企業の故意又は重大な過失により生じた場合には、その補修期間は、新規設備の引渡しを受けた日から10年間とする。」という記載方法への変更は可能でしょうか？	原案のままとします。
事業契約書 (案)SPC無版	23	第4章-第5節-第41条	「設計企業及び施工企業」との記載がありますが、代表企業が一括で担うこととしてもよろしいか？	第3条5項により、代表企業は全ての構成企業が負う債務について連帯して当該債務を負うことと定められておりますので、設計企業及び施工企業にかわり、代表企業が一括納付することでも問題はございません。なお、代表企業が支払義務を履行しない限り、設計企業及び施工企業の義務が免除されるわけではありません。
事業契約書 (案)SPC無版	23	第4章-第4節-第40条-5	「第3項後段の規定に基づき…」との記載がございしますが、他の条文と合わせるために「第3項ただし書の規定に基づき…」との記載方法の変更は可能でしょうか？	ご指摘の通り修正します。
事業契約書 (案)SPC無版	24	第5節-第41条-5	ここでいう「施工企業」とは、施工業務役割を担うものと考えればよろしいでしょうか？もしくは、施工を元請する企業(協力企業)と考えればよろしいでしょうか？	第1条27号により、施工企業とは、新規設備工事(既存設備の更新及び撤去を含む)の施工業務の全部又は一部を請け負う構成企業のことを指します。
事業契約書 (案)SPC無版	25	第5章-第3節-第44条-2	この場合の「施工企業」は、代表企業と読み替えてもよろしいか？	新規設備の引渡し前における所有権は施工企業に属するため、代表企業と読み替えることはできません。
事業契約書 (案)SPC無版	26	第6章-第1節-第47条-3	半期とは提案書様式にある5月末と11月末の支払いと考えてよろしいでしょうか？ 支払い条件は提案により毎月支払い等に変更とは可能でしょうか？	半期は上期(4月1日から9月30日)と下期(10月1日から3月31日)のことを指しますが、支払いについては、第49条2項及び第67条に定める方法に従って支払われます。支払い条件については、半期ごとの支払いから変更はできません。
事業契約書 (案)SPC無版	26	第6章-第1節-第48条	SPCを設立しないので年度収支計画書の作成は不要と考えてよろしいか？	SPCを設立しない場合であっても、本事業のみに関する年度収支計画書を作成の上、ご提出いただけます。
事業契約書 (案)SPC無版	27	第6章-第1節-第49条-3	年度収支報告書が必要となった場合にて、「市は当該年度業務報告書及び年度収支報告書を公開することができるものとする」との記載がございしますが、「市は、維持管理企業の事前の書面による承諾を得て、当該年度業務報告書及び年度収支報告書を公開することができるものとする」との記載方法への変更は可能でしょうか？	年度業務報告書及び年度収支報告書の公開について、市から維持管理企業に対して事前の承諾を得ることはいたしませんので、公開されることを前提として報告書の作成をお願いします。
事業契約書 (案)SPC無版	27	別紙11(維持管理のサービス対価の改定方法)	3%以上の物価変動があれば改定するようになっておりますが、「協議の上」との認識でよろしいでしょうか？	維持管理のサービス対価の改定方法については、原則として別紙11記載の通りとするが、具体的な手続きについては、事業契約締結後に市と構成企業で手続きの詳細について協議した上で、市が決定します。なお、実際に物価変動が生じた場合には契約書に定められた方法に従って維持管理のサービス対価を改定します。
事業契約書 (案)SPC無版	28	第6章-第2節-第52条-1	「遅くとも連絡を受けた日の翌日までに」との記載がございしますが、「遅くとも連絡を受けた日の維持管理企業の翌営業日までに」との記載方法への変更は可能でしょうか？	ご指摘を踏まえて、「維持管理企業は、市から新規設備の故障等の連絡を受けたときは、速やかに(遅くとも連絡を受けた日の翌日までに)。ただし、市が承認した場合は市が指定した日までに。)故障箇所等の調査を実施し、原因を特定する。」と修正します。
事業契約書 (案)SPC無版	28	第6章-第2節-第52条-4-(3)	「故障の原因が不可抗力事由に基づく場合は、市及び維持管理企業は、所定の負割割合に従い負担する」との記載がありますが、不可抗力の場合は「すべて市の負担とする」との記載方法への変更は可能でしょうか？(同様に47条77条(新規設備の本体契約終了時の状態)4項、48項80条(不可抗力事由による追加費用又は損害の負担)2項も同じ。)	ご質問の各条項に定められた不可抗力事由に基づく故障等が発生した場合の市と事業者の追加費用又は損害についての負担割合については、事業契約書(案)別紙12に定めるとおとします。
事業契約書 (案)SPC無版	37	第10章-第70条-6	「(減額する場合は前項ただし書きのとおり…)」との記載がございしますが、「(減額する場合は前項ただし書のとおり…)」との記載方法への変更は可能でしょうか？	ご指摘の通り修正します。
事業契約書 (案)SPC無版	45	第10章-第75条-6	「すべての新規設備が市に引き渡される前に、2項の規定(不可抗力事由による契約解除)により契約が解除された場合、施工企業は、速やかに事業実施場所をすべて工事着工前の原状に復したうえ、市に返還する」との記載がございしますが、その場合は「それまでの施工済未払い費用」と「原状復帰費用」は誰が負担するのでしょうか？	第80条第2項に基づき、不可抗力事由により、施工企業に追加費用又は損害が発生したときは、市及び施工企業は、当該追加費用又は損害のうち合理的な範囲内のものについて、別紙12に規定する負担割合に従い負担することになります。

一宮市立小学校空調設備整備事業 第2回募集要項等に関する質問及び回答

資料名	頁	箇所	質問内容	回答
事業契約書 (案)SPC無版	51	第12章-第88条-7	88条7項までしかございませんが、秘密保持条項89条(著作権等)と同様に「市及び構成企業は、本件契約の効力消滅後においても前各項の規定に従うものとする」との記載を追加してもよろしいでしょうか？	ご指摘に基づき、8項を設けて「市及び構成企業は本件契約の効力消滅後においても前各項の規定に従うものとする。」と修正します。
事業契約書 (案)SPC無版	53	第12章-第93条-1	「支払遅延防止法」との記載がございますが、基本協定書6条(独禁法違反)5項と同様に「政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)」との記載方法への変更は可能でしょうか？	ご指摘を踏まえて、第72条第1項記載の「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」を「支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)(以下「支払遅延防止法」という。)」に修正します。
事業契約書 (案)SPC無版	54	第12章-第97条-1	「この契約は、仮契約とし…」との記載がございますが、「本件契約は、仮契約とし…」との記載方法への変更は可能でしょうか？	ご指摘の通り修正します。
事業契約書 (案)SPC無版	別紙(5)	別紙4-1設計業務 4	バルコニーに設置する場合は協議で了承が得られていれば構造計算書の確認は不要と考えてよろしいか？	避難経路としてバルコニーを利用することが想定されること、メンテナンス時に教室内を通る必要があることから、室外機の設置は不可とします。
事業契約書 (案)SPC無版	別紙(6)	別紙4-2施工業務	工事中、工事完成時書類にCORINS記載がありますが、登録は必須でしょうか？	CORINSの登録は不要とします。建設業法に基づく管理体制表の提出をお願いします。併せて要求水準書及び事業契約書(案)の記載を修正します。
要求水準書	35,36			
事業契約書 (案)SPC無版	別紙(7)	別紙4-2施工業務	建設業退職金共済証紙貼付実績書は元請会社のみ提出でよろしいか？ また、同等の他の制度の利用証明で代用可能と考えてよろしいか？	下請企業の方は、元請企業を通して、提出いただくことになります。他の制度で代用する場合は、他の制度を利用している旨を記載した「建設業退職金共済証紙交付辞退届」(様式は特にありません)を提出してください。
要求水準書	36			
事業契約書 (案)SPC無版	別紙(9)	別紙4-3工事監理業務	業務報告書とは、実施事項の報告及び現地確認時の写真程度と考えればよろしいでしょうか？	左記以外に、検査・試験の結果、市及び各学校との協議記録等が必要です。
要求水準書	38			